

令和5年3月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年3月6日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和5年3月6日(月) 午前9時00分
散 会 日 時	令和5年3月6日(月) 午後3時10分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 2 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 0 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	藤崎 秀也	財務部長	山崎 勝利
市長政策室副室長	伊藤 和代	財務部副部長	谷 広明
市長政策室参事兼		財務部副部長	矢澤 欣子
秘書課長	小林 勝	財務部参事兼	
秘書課副参事	中山 浩一	資産管理課長	関口 敬一
市長政策室参事兼		財政課長	高田 史
総合政策課長	鈴木 誠司	税務課長	原口 佳之
総合政策課副参事	富田 真久	収税対策課長	野口 高志
(総務部)		資産管理課副参事	山岸 晃
総務部長	岩間 則夫		
総務部副部長	田島 盛明	会計管理者	関口 泰清
総務部参事兼		会計課長	沼上 早苗
職員課長	関根 正	監査委員事務局長	小川 哲夫
総務部参事兼		監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
やさしさ支援課長	小川 裕子	吹上支所長	岡田 和弘
総務課長	小倉 英樹	川里支所長	山縣 一公
ICT 推進課長	中根 哲		

書 記 佐伯 幸子

書 記 中島 達也

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と田中克美委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第30号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

質疑については、質疑する内容についてよく整理していただき、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(竹田) 資料請求をお願いしたいと思います。

議案第22号、18ページですが、財産売払収入7,767万5,000円の補正が計上されています。その財産売払収入の内訳の一覧などを資料請求したいと思います。よろしくをお願いいたします。

(委員長) ただいま竹田委員より議案第22号について資料請求がありま

した。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能ですか。

(財務部参事兼資産管理課長) それでは、令和4年度の土地売却収入の一覧表について提出させていただきます。議案第22号の補正予算の説明中に用意をいたしまして、質疑開始前までには提出させていただきます。

(委員長) 竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては、議案第22号の執行部から補正予算説明後、10分……ちょっとそれは様子見ますけれども、10分程度の休憩を取りますので、資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時17分)



(開議 午前9時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) それでは、質問させていただきます。

15ページ、総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の具体的使い道はについてお聞きします。予定です。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 田中委員のコロナの交付金の具体的な使い道のところについてご説明させていただきます。

令和4年度に本市に交付決定されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これ総額が10億381万5,000円になります。その内

訳としますと、自由度がある、ちょっと自由度という表現はよろしいのかはありますけれども、使い勝手のいい形となっている通常分として4億8,418万1,000円、使途がある程度指定されている原油価格・物価高騰対応分として2億7,649万8,000円、それと同じく、これも使途がある程度限定されています電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金分として今回歳入しております2億4,313万6,000円となっております。今回補正予算とさせていただいているのがこの重点交付金分になりまして、現段階で重点交付金分として活用を想定している事業につきましては、1号補正予算で出させていただいておりますプレミアム付商品券支援事業の一部、それと9号補正で計上させていただきました放課後児童クラブ、保育所、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等のエネルギー価格等高騰対策支援金給付事業、それと鴻巣市立小学校給食費保護者負担軽減事業、それと中学校の給食費の徴収金の減免の部分、その7事業で活用を想定しております。

以上です。

（田中）次に、P17の土地建物貸付収入というのが、これ一応答えを言われた、たしか西口の駐車場というような説明があったのですけれども、ここのところはたしか一回……今でもまだやって、営業というか、やめてしまったような気がするのだけれども、その辺の今後とかについて説明をお願いします。

（財務部参事兼資産管理課長）鴻巣駅西口の駐車場跡地の貸付けについてですが、こちらのほうは令和3年の3月で駐車場としての用途が廃止になりまして、その後、跡地の利用について検討をしておりました。令和4年の7月の22日に入札を行いまして、貸付先の事業者が決まりましたことから、8月の1日から貸付けを行っております。事業者は、時間貸しの駐輪場を行うために駐輪設備を設置して、当初は10月の中旬から事業を開始するというような予定だったのですが、電力の引込みについて支障が生じたということで事業の開始が遅れておりまして、今の予定ですと3月の8日に電気を引き込んで営業を開始するというようなことで聞いております。

(田中) 今の話を聞いていると、契約がまるっきり1年間ではないみたいな感じだったのだけれども、年間の貸付契約というのは今の287万6,000円よりも高いのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) 入札の結果、1年間の貸付料は432万円となっております。このうちの令和4年度の8か月分が今回補正予算として計上させていただいた金額となっております。

(田中) 今ちょっと説明聞いて、月割りか何かで一応計算してあるということなのですが、業者のほうがこれから使うに当たっては、まるっきり借りたときから、設備ができてから借りるか、もう期間決めてしまっているから、向こうが計算式で要するに採算が合う、合わないは関係がないのかどうかということのちょっと質問します。

(財務部参事兼資産管理課長) 契約によりまして、8月の1日から貸付けを開始するということになっておりますので、事業者のほうで営業を開始する、しないにかかわらず、8月の1日から賃料が発生しております。ただ、契約書の中で貸付物件が災害等により被害を受け、長時間使用できない、その他正当な理由があるときは、貸付料の額について、甲乙協議の上、別途定めることができるというふうにされておまして、今回のケースがこれに該当するかどうかは今検討しているというようなことになっております。

以上です。

(田中) 次に、18ページなのですが、一般寄附金の減額というのがあるのですが、これって一般寄附金という解釈がちょっと分からなかったので、普通に入ってくる寄附金が……その減額の理由ですね、をお願いします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら一般寄附金のところの減額になりますと、こちら総合政策課で管理しておりますふるさと寄附金の減額になります。令和4年度の当初予算策定に当たりましては、国の令和元年度から令和2年度の伸び率を参考にちょっと推計をして、令和4年度の当初予算として計上しておりました。ちょうど本市も平成30年度から令和2年度は本格的にふるさと納税に力を入れ始めたときでありまし

て、伸び率の推計が難しく、国の伸び率を当初予算に採用して計上して、1億6,000万円とさせていただきます。実際にこの補正予算を算定させていただくに当たりまして、12月までにふるさと納税として寄附をいただいたものから残りの3か月を推計させていただきますと、最大で1億3,000万円ぐらいになるであろうということから、乖離部分を減額させていただきます。

以上です。

(田中) ふるさと寄附金と企業のふるさとの寄附金が多分あったと思うのですがけれども、来年度予算では伸びるような感じだったと思うのですがけれども、これ補正で減ということはもう確定で、一応3,000万下がるということで、ふるさと寄附金が主なものというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) この一般寄附金部分の減額に関しましては、ふるさと納税の個人の方の分の減額で間違いありません。

以上です。

(田中) すみません。今ちょっと法人部分ということの減額。一般。今さっきそういうふうに言われたような気がしたのだけれども、その確認をします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 補正予算書の19ページのところになりますけれども、ふるさと寄附金、こちらのほうというのは個人の分になります。委員ご指摘のほうの企業の方からというのは、企業版ふるさと寄附金という形で企業版というのがありまして、こちらに関しましては予算額どおりほぼほぼ入ってくる見込みであります。

以上です。

(田中) それでは次に、一応最後の質問になりますが、19ページの土地売払収入は、これ一応私の質問ではどこの土地かって書いてあったのですが、今資料で頂きました。いろいろ載っていて、説明の中で赤道とかという話で言われたのですが、一番金額の多い一番下の富士見町の3026番の1というのは富士見保育所の跡地かなというふうに判断をするのですが、それで間違いないかと、まず。

(財務部参事兼資産管理課長) 先ほど提出させていただいた一覧表の14番につきましては、富士見保育所の跡地になります。

(田中) それで、あそこ毎日のように通るのですが、今ちょっと解体に入っていて、この契約金額で面積、これを計算すると、私の計算機が違っているのかどうか分からないですが、ちょっと周りの取引状況と比べると安いのかなど。これは解体料が入っていると。あとは面積が広いとか、そういうようないろんな条件があるので、この売ったときの状況、何者いて、入札をかけたとかという報告があれば説明をお願いします。

(財務部参事兼資産管理課長) まず、これ入札についてですけれども、入札日は令和5年の1月の20日になっております。価格につきましては、不動産鑑定を行ってございまして、確かに委員ご指摘のとおり上に建物が乗っていることによって値段が下がっております。鑑定価格についてちょっと詳細を申し上げますと、これが更地価格ですと1平米当たり約6万4,000円で6,660万円になります。これから取壊し費用ということで、更地価格の50%になっております。これに市場性の原価額としてさらに3%を引いてございまして、そこに不動産鑑定料ですとか敷地の用地測量費、こういったものを上乗せしてございまして、予定価格になっております。最低予定価格が3,406万1,399円、これが市のほうで決めました最低売却価格となっております。

以上です。

(田中) これ平米単価今言われたのですが、よく坪で、3.3掛ければいいのでしょうかけれども、坪で取引があって、あの通りは結構売り買いが激しくて、大体不動産屋に出る前に買われる方が割と多いと。それと、金額なのですが、私が感じているのは、何か半額に近いのではないかなど。これ今平米で言っていますけれども、坪で40万で取引しているというふうに捉えているのです、大体周りが。三、四軒あって、すぐ大概売れるのですが、売れないのはちょっと訳ありというか、亡くなったりなんかしたというところがちょっと時間かかっていたりするのですが、結構早く売れるところなので、ちょっとこの単価というか、安過ぎるのではないかなと思うのです。その点についてちょっとお聞きしたいのと、どう

いう業者が買われたか、跡をどういうふうにするかというのも追加で質問させていただきたいと思います。

以上です。

（財務部参事兼資産管理課長）価格につきましては、不動産鑑定をかけておきまして、更地価格だと確かに平米6万4,000円ですから、坪に直しますと21万1,000円ぐらいになります。建物の解体が、建物にアスベスト等が含まれているようなところがありまして、若干のその辺の解体の価格が上がっているということで、解体を含めると50%というのが不動産鑑定の結果になっております。

入札につきましては、2者が入札に参加いたしまして、東京都荒川区の不動産屋さんが落札をしております。今後の予定につきましては、つい先日もちょっと問合せをしたのですが、現時点ではまだ決まっていないというような回答でした。

以上です。

（田中）今、東京の業者が買われたということで、東京の業者が買うということは、大体鴻巣辺りの土地というのはすごく安く感じるので、割と高く買ってくれると。私が売るのであれば、近くの業者よりも都内の業者に頼めば、極端な話、こんなに安いのかという感じで買っていただけると。あと、駅から近いということで、利用方法がまだ分からないということなのですが、あそこだと高い建物はちょっと無理かなと思うのですが、その辺の利用方法によっては効率がいい土地ではないかなというふうに考えますので、その辺は市としては吟味をしたのかどうか。ただ一辺倒で、不動産鑑定で建物除却とかを差し引いて売ってしまったというだけなのかどうか、その辺の考えがほかにもうちょっと含んで、市の財産をもうちょっと高く売りたいかとかという考えがあったかどうか、ちょっとお聞きします。

（財務部参事兼資産管理課長）この土地につきましては、特に売却後の用途についての条件等は設定しておりません。市のほうというか、不動産鑑定においては、戸建ての住宅を想定して鑑定を行って、この価格を算出しているというようなことです。確かに市としては、市民の大切な

財産ですので、少しでも高く売りたいというようなことで入札を行っておりますので、正当な価格で売却できているというふうに考えております。

（田中）了解いたしました。

以上で質問を終わります。

（金子）それでは初めに、ページ数でいきますと先ほどの19ページのふるさと寄附金の3,000万ということで、これについて減額ということでございますけれども、これ個人ということで先ほどお聞きしましたけれども、これは今年度あと1か月ですから、それを見越してということで、もし駆け込みで寄附される方がいらっしゃるということでは想定はされていないということだとは思うのですけれども、こういうふうなのが妥当であるというふうな判断でよろしいのでしょうか。伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ふるさと納税の関係に答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、今年度の12月時点での実績が約1億円でした。そのときの3か月の予測で、過去の令和2年とか3年の1、2、3月の分の実績で、さらに金子委員が言うように急遽追加で来てもいいように1億3,000万円という形で設定をさせていただいております。以上です。

（金子）了解いたしました。

次に、23ページが、これがふるさと納税促進事業の中の納税促進事業でございますけれども、これにつきまして、ちょっと先ほど話がありましたけれども、減額ということで、委託料とかこういうふうなものが少し、結構、270万円ということでございますけれども、委託料ということで考えると、何か事務的にも軽減されたとか、省くものが出てきたということで、これも減額はいいのですけれども、これについても今後もこれを、次年度についてもこのような予想がされるということで想定されているのか、それを2つ伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ふるさと納税促進事業の委託の関係になりますけれども、こちら寄附に応じて事務をやっていただく委託

事業者に対して払うものになります。当然寄附額が減額をさせていただきましたので、それに伴います委託料も同じような割合で減額になっております。来年度の予算に関しましても、同じ率で計算をさせていただいておりますので、寄附額に応じての委託の割合は基本的には変更はありません。

以上です。

（金子）了解いたしました。

次ですけれども、24ページ、上のほうですけれども、ICT推進課のほうの事業でございますけれども、この中で、これも減額ということですが、推進事業の中の情報系システム事業、ここの中の備品購入の関係ですけれども、これについて結構大きい額が、461万ということで減額されていますけれども、これについては当然整備がされて、これで大丈夫だということでもありますけれども、結構大きい額なので、これについてちょっと詳細をお聞きいたします。

（ICT推進課長）それでは、情報系システム事業の備品購入費についてでございますが、令和4年度につきましては、まずウェブ会議ですとか、そういった用途に使うということで大型の液晶モニターを2台まず購入してございます。それとあと、職員貸与パソコンとしましてデスクトップ型が10台、ノートパソコンが110台をICT推進課の予算で購入してございますが、特にパソコンの入札による執行残が主なものとなっておりますが、まずデスクトップパソコンが落札率が56.7%、予定価格が186万2,300円に対しまして、落札額が105万6,000円。ノートパソコンにつきましては、こちらも落札率が59.3%、予定価格1,917万9,270円に対しまして、落札額が1,137万8,510円ということで、やはりちょっと入札による執行残というものが大きなものとなっております。

以上です。

（金子）了解いたしました。

今の中で確認ですけれども、当然だとは思うのですけれども、入札残ということですが、入札されたパソコンの性能とか、そういうのも全部当然クリアしているとは思うのですけれども、将来的にもそれが長

く使えるような形のものであるのかどうか、ちょっと確認でお聞きいたします。

(ICT推進課長)職員に貸与しているパソコンの性能でございますが、基本的には内部事務で使うものですので、あまり高性能なものではないのですが、今のサイクルといいますか、購入に関しましては6年から8年を周期としまして買換えを計画しているところなのですが、マイクロソフト、ウィンドウズですとか、そういった使用しているソフトウェアのサポート期限等にも影響されますので、ちょっと一概に7年で固定というような形ではないので、そのとき、そのときのサポート期限等を見越しながら、少し平準化をして購入しているところですので。

(金子)分かりました。

それでは、これは最後になりますけれども、先ほど配付されました土地売払収入の一覧表なのですけれども、これの中の、地元ということで確認いたしますけれども、一覧表の中の2番、上間の1358、多分これ赤道なのです、この内容についてと場所等についてちょっとお聞きいたします。

(財務部参事兼資産管理課長)2番の滝馬室の字上間の土地ですが、これは東松山のほうに行くバス通りが、駅のほうから行って、大きく左に曲がる、いしい酒店さんのところがあると思うのですが、それを左に曲がらずに細い道をちょっと入っていった辺りの土地になっておりまして、畑の中のあぜ道のような赤道というような場所になっております。

(金子)分かりました。そうしますと、あそこは市街化区域。市街化ではないのかな。だから、ちょっと道の種類ですけれども、あの土地のところは、これで平米当たり1万5,700円ですから、これのほうの、種類ですね、調整区域の土地かとか、お聞きします。

(財務部参事兼資産管理課長)すみません、ちょっと今手元に資料がないのですが、この土地は……すみません。市街化区域か調整区域については調べさせていただきます。

(金子) では、後で結構ですから、ちょっとお願いいたします。

あと最後、最後、最後と言って申し訳ないですけども、14番のところの富士見町、先ほど前任者からの質問がありましたけれども、入札のほうは2者ということで、私はもう少し、四、五者ぐらいというか、結構にぎやかになったのかなと思うのですけれども、それとあと先ほどの解体費用も含めての単価ということで、少しというか、安くしてあるからということでございますけれども、結構通りに面して非常に使い勝手のいい土地であると。ですから、住宅にするにも非常にいいのではないかなというふうなのが地元の見たところでございますけれども、2者ということで、これはやはり入札せざるを得なかったということで判断してよろしいのかどうかお聞きします。

(財務部参事兼資産管理課長) 入札につきましては、公告をいたしまして参加者を募集するのですが、それと同時に不動産の組合さんのほうにもこういった入札があるということで情報提供をいたしまして、幅広くは募集はしております。そういった中で、今回につきましては2者の応募ということで、2者で入札になっております。

(坂本) すみません、質問は出していなかったのですけれども、先ほどの土地売却収入のところなのですけれども、川里が5点あるのです。できれば、これどんな土地なのか説明、まずしてもらいたい。3番と6番と9番、12、13番。

(財務部参事兼資産管理課長) まず、3番と6番ですが、これはあそこの星川、見沼用水ですか、のすぐ南西側のところで、6番につきましては9月の議会で道路の認定の廃止をいただいております、3番についてもそのすぐ北側のところで、同じように道路なのですが、この部分については太陽光発電の発電所の建設が予定されているということで、同じ会社から要望がありまして、払下げを行っております。

9番につきましては、内田ヶ谷鴻巣線のところの県道のところから、南用水路という用水があるのですが、そこに沿って東のほうへ入っていったところで、2軒の住宅の間に水路がありまして、こちらの水路敷の払下げになっております。

それと、12と13なのですが、こちらのほうは広田の区画整理地内にして、実はこれ昨年度入札を行ったのですが、その時点で入札者がなく、公売のほうを取りやめになっております。それが今年度になってから、それぞれ別の個人の方から買いたいというような要望がありまして、随時公売というような形で売却をしております。

以上です。

（中野）1点だけちょっと伺いますが、先ほど来、各委員から出ておりますふるさと寄附金についてであります、個人分ですね、これ。企業は除くということになっているのですが、今回3,000万円の減額ということでもあります。まず、1億6,210万円、当初予算組んだわけではありますが、これについて3,000万、結果的にショートするという見込みであるということ、この主な原因は何にあったのか、その分析について伺っておきたいと思っております。

（市長政策室参事兼総合政策課長）中野委員のふるさと寄附金のところの減額のところですが、先ほど田中委員にもご説明はさせていただきましたが、当初予算を組むに当たりまして、伸び率のどこを取るかというところを、令和4年度の当初予算に当たりましては、ちょうど、先ほど申し上げましたが、国の令和元年から2年の伸び率を参考に出させていただいております。実際に我々、担当もいろいろ頑張っていたのでありますが、そこまで伸びが実際に12月の時点で見込めなかったということから、今回3,000万円という形で減額をさせていただいております。

以上です。

（中野）今のは、私、答弁になっていないと思うのだよね。というのは、令和2年、令和3年のそれぞれ伸び率を参考にして当初予算を組んだというのですが、私は原因がどこにあるのかと。つまり、その予算を計上した根拠は分かった。しかし、なぜこういう結果になったかという、そのことについては分析が足りないと思うのです。例えば人気のある景品と言ったらいいか、こういうものがやっぱりいろいろ用意したけれども、結果的にこうなってしまったとかそういう、他の自治体でもかなりこれ、

返礼品について、私は過熱するのではないかと思うぐらい他の自治体やっているわけです。何とか伸ばしたい。そういうようなことの、言わば返礼品等に含めてのやっぱり努力というものが、ただ伸び率だけでそういった努力がなかったのかどうかという、こういうところの分析がどうかということを知っているのです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ふるさと納税のほうで、寄附金を我々どの程度努力したのかということの中で中野委員からご指摘いただいていますけれども、令和4年度に新規の返礼品として我々も開拓をさせていただいております。11事業所で22の返礼品を現在、令和4年度で新規採用させていただいております。そういった意味で新しい商品の開拓、既存の商品のPRも一生懸命させていただいているのですけれども、残念ながら当初予算までは至らなかった。ただ、令和4年の12月と令和3年の12月時点でいきますと、前年比よりは伸びているのは間違いはないのですけれども、伸び率はやはり、申し訳ありません、特産品というのはやはり海産物とか、お肉とか、そういうところにみんな状況が流れていってしまっています。我々市の中でいろいろなPRを一生懸命やっているのですけれども、そこまで追いつけなかったというのが原因になっていると思います。

以上です。

（中野）そういうような分析をされているのであれば、これはいずれにしても予算のところやらなければいけないのだけれども、令和5年度は1億4,000万計上しているのです、個人分だけで。それに企業版が4,500万足されてあったかな、たしか。令和5年度は。そうすると、これ少なくとも今回の減額によって予算としては1億3,210万です。にもかかわらず、さらに800万ぐらい次がオーバーした1億4,000万の予算を組んでいる、令和5年度。これについて、どういう努力をこれからして1億4,000万というものに達成するのか。今回の令和4年度の反省を踏まえての予算編成だったのかどうか、後で予算のところ聞けばいいのですが、これとも関連があるので、ここでお聞きしておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）令和5年度の話をちょっとさせてい

ただきますと、なぜ1億3,000から1億4,000にしたのかというところですが、寄附金のポータルサイトというものがあります。代表的といえば、ふるさとチョイスとか、そういったサイトがありますけれども、今ふるさとチョイス、楽天、さとふる。来年に関しましては、ポータルサイトを新たに追加させていただきます。ポータルサイトを追加すると、基本的に1人のユーザーって同じポータルサイトを使う傾向があります。新しく追加をしますと、そのユーザーが初めて鴻巣市の情報を知り得ることになりますので、そこで増加が見込めるのではないかというふうに考えております。

以上です。

(竹田)では、今のふるさと納税のところの一般寄附金の減というのは分かったのですけれども、令和3年度の決算を見てみますと、いわゆるいただいた分と経費といろいろやるとマイナス485万5,465円になっているのです。ポータルサイトを広げるといっても、基本的には投資なわけです。だから、そういったときに、前は1億1,000万弱だったのですけれども、今回1億3,000万でいくよということなのですけれども、やはり投資と経費かけて、この景気が悪い中で本当にどこができるのかというので多分企業版ふるさと納税のほうにも移行してきていると思うのですけれども、こういうやり方というのは市町村格差がますます出てくる。いわゆる特産品というものは、鴻巣は何を売りにしようとしているのか、まさにここにこそ市の特徴を表すものがあると思うのですけれども、そこら辺のものをやっぱり出していかないと、他人任せのような、いっぱい窓口広げたらいいかといったら、投資しなければならないわけで、そういう点での市の個性、もっともっと私は検討する必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺は政策総務としてのまさに腕の振るいどころだと思いますが、どうですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)竹田委員のふるさと寄附金のところに関して答弁させていただきますと、我々、担当者も一生懸命、各事業所等回っていただいたりして、商品をふるさと寄附金としてお出しただけないかというところの企業等を当たってはおります。ただ、企業さ

んとしても、新しくオペレーションをしなければならないとか、人をその分確保しなければならないとかという理由がありまして参加いただけない事業所等もあります。その辺を気長というのはちょっとおかしいのですけれども、ご理解いただいて、ご参加いただけるようにしているようなところではあります。

以上です。

（竹田）鴻巣の特産品で梨はやっているけれども、梨生産者は増えていないのですよね、なかなか。だから、そういう点からいって、私はやはり今の時代、長もちするものを特産品にやったら、長もちするから、次やろうとしない。一番は口に食するもの、おいしかったらまたやろうというふうになるわけだから、今北本のふるさと納税の返礼品にすごくイチゴ農家が超忙しいそうです。だから、そういう点考えたときに、私は、道の駅を造ろうとしている、かつそういう鴻巣の特産品をどうするか、食するものでどうするかという、もっと戦略を持つ必要があるというふうに思います。その点はどうなのでしょう。検討するという点で。

（市長政策室参事兼総合政策課長）確か、食品というのは多分ふるさと納税の中でかなりの割合を占めているものだと思います。ふるさと納税の返礼品を選定する内部の委員会があるのですけれども、そちらには環境経済部の副部長、商工観光課長、農政課長とかも一緒に入っていておりますので、そちらのほうの部門とも協力しながら、情報提供いただきながら、新しい事業者を開拓していきたいと思っております。

以上です。

（竹田）分かりました。それは次年度のいかに農業に力を入れるかという一つの視点だというふうに思いますので、これは次回に回して。

あと、企業版ふるさと納税で、あいおい損保の話が出ましたよね。これは鴻巣でもいろいろ助言を受けているというふうにおっしゃいましたが、助言を受けている企業から献金をもらうということはどういうことなのでしょう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あいおいさんなのですけれども、包括連携協定を結んでおりまして、そちらのほうからいただいております。

て、何かあいおいさんと契約行為というわけではなく、あいおいさんが
いろんな事業をやるに当たってご協力をいただいているというような事
業者であります。

以上です。

（竹田）そういうのを癒着の構造の始まりというのです。というのは、
にぎわい創出のための交流館造りましたよね。そこに施設の指定管理を
受けた企業から、ちゃっかりとふるさと納税いただいているではないで
すか。仕事をもらって、翌年度にふるさと納税として寄附していただく、
ということは常につながるような仕組みをつくるということなのです。
皆さんはそういう意図はないとおっしゃるかもしれないけれども、企業
はそういう論理が働くのです。そこをやはり断ち切る必要があるという
ふうに思いますが、企業版ふるさと納税をやめるお考えがあるかどうか
確認しておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）これ竹田委員、9月議会でも私一生
懸命ご説明させていただいたと思いますが、この制度自体、癒着がどう
なのかというところは当然、竹田委員、前回も言われていましたので
けれども、我々としますと、内閣府令におきまして企業に対して寄附の
代償となる経済的な利益を供与することが禁止されているというところ
がありますので、これはあいおいさんとの関係とかは癒着にはならない。
我々があいおいさんに何か発注をしているわけでもありませんし、あい
おいさんが我々の事業に共感してご協力をいただいているということに
なりますので、ならないと思っております。

それと、やめるのかどうかというところですが、これ国のほうで
制度設計をさせていただいておりまして、我々もその中にきちんと国に
申請させていただいて、国に認めていただいている制度ですので、自主
財源の確保という点からもこちらの事業続けていきたいと思っております。

以上です。

（竹田）ということは、にぎわい交流館の指定管理を受けたときが前年
度だったのです。翌年度に企業版ふるさと納税を受けているのです。と

いうことは、今やっている、いわゆるにぎわい交流館の指定業者になっているところからはもう企業版ふるさと納税を受けてしまいましたので、30万円、今後指定管理をしないという……

（委員長）竹田委員、それ前もやりましたよね。これ今と違う、次の質問したほうがいいのではないですか。

（竹田）分かりました。いや、時間制限ないから。では、ないということでもよろしいですね。

（市長政策室長）先ほど指定管理の業者が翌年度決まっている業者から受けているから、今後指定管理はしないかどうかということですが、こちらちょっと話が少し前後するのかなと思うのですが、基本的に、経済的供与という形になっているのは1者随契であったり、寄附を受けた業者と特別な契約関係を持つことは禁止をされております。これから先、指定管理、3年後になるかと思うのですが、そちらで競争が働く選定方法で行われることは経済的な供与には当たらないということが国のQ & A等でも書かれておりますので、現状におきまして、指定管理を次回お願いするかというのは、3年後にまた選考を行うところですので、あくまで選考という形を取れば一切違反にはならないという認識でございます。

また、あわせて企業版ふるさと納税は、官民が連携しまして、各地域が将来にわたって活力ある地域となることを目指した地域再生計画、こちら鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略になりますが、こちらの内閣府の認定を受けた自治体のみができるという形になっております。その上で、ふるさと納税と同様の地方応援税制、法律に基づいた形での納税になっておりますので、適法に私どもは運用をさせていただきたいと、今後も活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

（竹田）続いて、9ページと21ページにふるさと総合緑道整備事業債の追加と廃止があったりして、これは何ゆえに廃止するのかということと、財政当局の判断をちょっとお尋ねしておきます。

（財政課長）4年度のふるさと総合緑道に対しての起債の廃止に関しま

しては、ふるさと総合緑道整備事業に対する社会資本整備総合交付金を活用しないということから、そちらに連動します地方債については廃止するという流れになります。

以上です。

（竹田）社会資本整備事業債は活用しないということですが、このふるさと総合緑道、H-223号線も含んでいるのですが、これについての判断というのはどのように今後されていくのでしょうか。

（財政課長）ふるさと総合緑道の関係ですけれども、こちらのほう、建設部のほうとのヒアリングの中で、上尾道路の取付道路や三谷橋大間線の整備工事の3期工事、そちらのほうというところが最優先に進める必要があるためというところで、H-223号線については先送りすることも今後検討しているというところでして、今回、社会資本総合整備交付金のほうを受け入れないというふうなお話があったという状況になっております。

以上です。

（竹田）分かりました。

木曜日、金曜日にあったまちづくり常任委員会で私、質問したのです。そうしたら、まちづくりの担当の都市計画課のほうは、たしかに三谷橋大間線、上尾道路につくあの駅南通線なんかもたくさん事業しなければならないのであるけれども、最終的に判断していくのは財政当局なのだというふうにおっしゃっていましたよ。だから、お互いに責任を問わないというか、財政当局が財政状況を見て判断すると。最後はトップだというふうにおっしゃっていましたけれども。だけれども、今の答弁は、建設、いろいろな事業をしなければならないので、先送りも考えているというふうにまちづくりの担当者はおっしゃった。では、どちらがどうというふうに最後責任を持って判断していくのですか。

（財務部長）まちづくり常任委員会での発言というのは、ちょっと正しく私確認しておりませんので、ただ財政サイドがというような竹田委員のお話ですけれども、最終的には限られた財源の中でやはり各部各所が事業の優先性というのをまず上げてくるわけです。その中で市全体とし

て、財源が限られているわけですから、その中で優先順位というのもついてくるといことになろうかと思ひます。今回のふるさと総合緑道整備事業については、先ほどの答弁のとおり、上尾道路ですか、三谷橋のほうに社会資本総合整備交付金を優先して配分したということから、そちらの社会資本が入っておりませんので、地方債については減額というような対応をしている状況であります。

以上です。

（竹田）ということは、先ほどのふるさと総合緑道、H-223号線は当面はやらないけれども、先送りになると。廃止になるといことは基本的にはないというふうには財政当局は考へているかどうか確認したいと思ひます。

（財務部長）廃止になったというような決定というのは何っておりません。

以上です。

（竹田）分かりました。それぞれの、財政当局は財政当局としての考へ方があると思ひし、市全体についてやはり責任を負うのは財政当局ですよ。幾ら担当の事業課がやりたいといっても、全体の財源の関係でできないよといったら、それは財政当局のほうに私は権限があるというふうには受け止めますので、ちょっとその辺は財政当局のほうの権限で先送りするのか、廃止にするのかといことはあり得るのかどうかだけ再度確認したいと思ひます。

（財務部長）確かに予算を立てるときについては財政当局が各部のヒアリングを行った中で決定をしております。ただ、事業の優先性等については、まずは各部署のほうに実情といものは詳しくは把握していると思ひのです。今年度については、先ほどの答弁のとおり判断ということになりましたので、地方債については減額をしているということなんです。最終決定を財政課がするということについて、私はそうは思っておりません。

以上です。

（竹田）では続いて、23ページの笠原小学校跡地利活用の件についてご

説明がありました。来年度またやるということですが、ここの来年度送りにした要因について、もう少し詳細にご説明お願いいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほど説明の中でもさせていただきましたけれども、令和4年度の事業としますと、募集要項等の作成と、あとプロポーザル後の事業者との契約行為に関わる支援という形で委託業務を行って、年度内のプロポーザルに向けて事業進捗を図っておりました。ただ、廃校となった、閉校となった既存建物の用途というのは、既にもう学校ではないということから、市街化調整区域内である同校の本格利活用をするに当たっては、都市計画法に該当したものでなければ変更ができないということがありました。その中で、埼玉県の開発審査会にかける方向も考えたのですけれども、県と調整をしている中で、事前相談をするに当たっても用途が何か出ないと判断ができないということと言われてしまいまして、鴻巣市として市街化を促進しない、市街化調整区域での計画をすることが困難または著しく不適當という2要件が開発審査会にかけるに当たっての要件になっておりまして、そのことから、この課題を解決するに当たって埼玉県とどういったことがいいのでしょうかということと相談をさせていただいておりまして、その時間をちょっと要してしまいまして、今年度の業務委託に関しましては募集要項等の作成までとさせていただきまして、そこで切り分けをして、5年度に再度計上をさせて、残りの業務については計上させていただいております。

なお、これとはまたちょっと別な案件にはなりますけれども、小学校の中の敷地なのですけれども、その中に市の所有の名義以外の土地が一緒にありまして、これ来年度予算になるのですけれども、そこを併せて、遅らせましたので、一緒に整理をしていきたいと考えております。以上です。

（竹田）分かりました。

市街化調整区域のところはどういうふうにするかという点では、そもそも募集要項そのものの在り方に問題があったのではないのですか。どういふものにしましょうかというところで、用途変更しなければならない

とか、いろいろな手続があるわけですよ。そのことを全然抜かしたまんま、では廃校になったからどうしましょうかというので募集要綱をつくってやることそのものが、いわゆるこちらの行政の側の本当に、失礼ですけども、不勉強というか、ただ単に廃止することだけは熱心にやったけれども、ではその後どうするのだという、学校という用途だったわけでしょう、調整区域に。そこをどういうふうにするかというところで、都市計画課とかそういうところも含んだこの間検討がされているかどうか、ちょっと確認をしておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ご指摘のとおり、利活用の計画を策定する段階でいろんな例えば用途の関係、そういったところを事前にもうちょっと詳しくやった上で利活用計画等を作成するべきところはあったと思います。現在、その問題を解決すべく、都市建設部も一緒に入らせていただきまして、埼玉県に何回か、私も一緒に行かせていただいたりしていますけれども、通わせていただきまして、今後は県のご指導の下、事業進捗をきちんと図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

（竹田）ということは、今回減額ですけども、プロポーザルには募集しますよってもう出してしまっているわけでしょう。

（出していないの声あり）

（竹田）出していないのね。でも、基本計画は出していますよ。鴻巣市のホームページを見ると、廃校後にどういうものを造るかというので、24ページにわたってつくっています。ホームページにアップしているわけでしょう。その手間暇だって基本的にはなかったことになるではないですか。そこら辺はどうなのですか。本当に廃止だけは一生懸命やるけれども、その後の活用について、かつ住民の皆さんに説明会しているのですよね、廃校後どうしましょうかって。住民の皆さんも真剣に笠原地域を活性化しなければいけないと、廃校になったけれども、活性化したいっていろんな思いがあって、意見を出したけれども、ではその意見はどうなっているのだいというふうにちょっと聞かれたものですから、あえてこの問題はこだわって質問します。

(市長政策室長) それでは、お答えをいたします。

基本計画等がまるっきり、せっかくつくったのにといいことですが、逆に、少し時間はかかって大変申し訳ない点がございますけれども、あれを実現させるために埼玉県等と現在協議を行っているところでございます。併せて申し上げますと、他県では廃校の活用事例、例えば道の駅であったり、宿泊施設であったり、東京都だとかはありますけれども、埼玉県内では利活用の事例がなく、埼玉県においてもこの間、小鹿野町だとか……皆野町ですね。等ありましたけれども、あそこは線引きがされていないところでございますので、市街化調整区域での利活用という例は埼玉県では事例がないことから、県のほうでも現在どのようにやっていくかということも含めて、私ども、都市建設部も含めて調整をさせていただいているところです。いずれにいたしましても、昨年度策定をいたしました基本計画実現に向けて、少しお時間は頂戴いたしますが、推進をしてみたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) ということは、市民の皆さんにどういうことにしたらいいのでしょうか、皆さんご意見聞かせてくださいということをやりましたよね。住民の皆さんは、自分たちが言えば、実現してほしいからこそ言うのですけれども、そういう点からこういうものは用途としては使えないとか、そういうことが一切何の前例もないまま説明会してしまったりとかしているわけではない。行政の側はそういう点で認識がないままやっているということは、結構住民の皆さんに対しては、失礼だけれども、本当に思いが伝わるように住民の皆さん言っているけれども、そんなもの、さっきのよくいろいろ調べたら用途としてできないものも住民の皆さんは出してくるわけでしょう。だから、そういう点からいうと、この間やった住民説明会では、こういうところが不足していましたと、ですから申し訳ないのですけれども、この前聞いたのはこういうところでいろいろありましたということをちゃんと返していく必要あるのではないですか。用途によっては言ったことが実現できないものだって幾らでもあるはずですよ。そういう点から考えて。だけれども、住民説明会をやって、

住民の皆さんは自分たちの出したことはどうやったら実現できるのだろうと、思いがいっぱいあって来ているわけだから、ではそういう点、やったことに対してどうなのかということ、住民説明会やった後、返していないでしょう。返していないですよ。受け止めた、皆さんの意見は受け止めたけれども、受け止めたことに対して、出していただいたことに対してどうですかということ返していますか。そこをまず確認します。

(市長政策室長) 住民説明会ですとかアンケートを地域で取らせていただいて、そちらについての住民の皆さんへの説明ということに対する答えということですが、こちらにつきましては、基本計画を策定したことによりまして住民の皆さんの意見を最大限考慮した形で基本計画を策定しておりますので、その基本計画に基づく方向性、利活用の方方向性を実現をさせていただくことが住民の皆さんへのお返事と申しますか、行政としての表し方かなというふうにも認識しております。以上です。

(竹田) 分かりました。では、ホームページでアップして、基本計画は出しました。では、皆さん、その基本計画が皆さんの出した意見の反映ですということはどうやって伝えていきますか。

(市長政策室長) もともとと申しますか、利活用の活用を住民の皆さんの意見をお伺いをして基本計画をつくるという目的でさせていただいておりますので、それがお答えになるかなというふうに思っております。

(竹田) では、ホームページにアップしてありますか、例えば24ページもありますからあれですけども、でも要約したものを笠原地域にはせめて配付すべきではないのですか。廃校になった後、ではこの地域はどうなるのだろうと、学校の中心はどうなるのだろうという思いがあるだけに、その地域の皆さんのやっぱり思いを含んで基本計画は、24ページ分なんて難しいかもしれないけれども、こういう意見がありましたと。そして、こういうふうにしましたよというのは、せめてその地域の皆さんには私は返すべきだと思います。本当に回れば今でも悔しい思いをしている人いっぱいいます。そういう気持ちに寄り添うことが私は行政

に対するやっぱり失った信頼をどう回復していくかという点では大事なというふうに思いますが、どうでしょうか。要約したものを返すお考えがあるかどうかだけ確認します。

(市長政策室長) こちらの基本計画につきましては、笠原地域の自治会連合会の中でこういったものができたということを自治会連合会、自治会長さんを通じてお伝えをさせていただいているところと、あと広報等でも掲載をさせていただいているところがございます。いずれにいたしましても、今回、基本計画策定のために、旧笠原小学校の利活用については地域の皆さんの意向を把握させていただいた上で、実現に向けて進めていきたいと思いますということが6つの目指す方向性の一つになっておりますので、こちらにつきましても引き続き、広報等につきましては今後どういう形でお伝えをしていくかということは検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) 最後の質問です。

(委員長) 竹田委員、まだ質疑ありますか。

(竹田) 最後の質問です。

(委員長) では、竹田委員、お願いします。

(竹田) 財政調整基金残高、予測だけ教えてください。

(財政課長) 今回の補正予算を承認いただいた場合、令和4年度末の残高につきましては34億400万を見込んでおります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 本会議場でまとめたのをやりますが、今回のこの部分では笠原小学校利活用事業の減額が出されています。市街化調整区域内での利活

用の事例がないという点では、行政サイドの様々な不十分さが表れた事業の減額であることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時40分)



(開議 午前11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部参事兼資産管理課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(財務部参事兼資産管理課長) すみません。先ほどの補正予算の途中、売払収入の質問の中で金子委員さんより、上間の土地につきまして、市街化区域かというようなご質問があったのですが、こちらは市街化区域というふうになります。よろしくお願いします。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時48分)



(開議 午後 12時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(財政課長) 午前中に地方債の説明をいたしました際に、道の駅整備事業において、正しくは「実施設計」と申しますところを「実施計画」と発言してしまった点を訂正させていただきます。

また、道路整備事業において「幹線道路等整備事業において長寿命化計画に基づいて実施する道路改修工事及び道路改良工事」と発言しましたが、「道路改良工事」の発言につきましては削除をお願いいたします。以上2点について、よろしく申し上げます。

(委員長) ただいまの訂正については、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) まず、歳入の20ページの市民税の増と、これ特別徴収の見込みとの関係ということで出しているのですが、これ普通徴収、特別徴収、合計金額が増額見込みで多分予算組んであったと思うのですが、その辺の見込額との関係についてお尋ねいたします。

(税務課長) それでは、説明させていただきます。

まず最初に、個人市民税の算定方法を説明させていただきたいと思えます。実際の算定ですが、システムで行っております。条件を入力することによって均等割額と所得割額が算出されることになっております。その条件につきましては、各種経済指標等を参考にしまして、給与収入をプラス1.5%、年金収入をマイナス0.4%、営業所得をマイナス3.6%としております。ただし、この段階では均等割額と所得割額しか算出されないといったシステムでございます。予算書のほうには普通徴収と特別徴収ということで分かれていることになっているのかなと思うのですが、このような形でちょっとシステム上算出がされませんので、これを現在の最新の調定額、これであれば普通徴収と特別徴収の額が分かりますの

で、そこで案分率を算出して、その案分率を使用して普通徴収と特別徴収に分けるといった、そういった作業をさせていただいております。そのため、算定方法としましては全体の個人市民税の税額というのがまずシステムにより算出されます。それを現在の調定額を基に普通徴収と特別徴収に案分をしているといったやり方になっていきますので、算定の方法なのですが、固定資産税の税額が増加すれば普通徴収と特別徴収の税額がそれぞれ同じように増加するといった方法になっております。

(何事か声あり)

(税務課長) 失礼しました。固定資産税ではなくて個人市民税です。失礼しました。そうしますと、個人市民税の税額をシステムに算出すれば、それに伴って普通徴収と特別徴収も同じように増加するといった算出方法でございます。なお、増加の理由につきましては、コロナ禍からの企業収益の緩やかな持ち直しによる給与収入の増加があると考えております。

以上です。

(田中) 一応報道等でも給与が増加すると、また年金が微増ではありますが、増加ということで報道されておりますが、それらを一応加味して掛ける率がある、それを算入すれば増加率が出てくるという私なりの解釈なのですが、そのように解釈してよろしいのでしょうか。

(税務課長) そのとおりでございます。

以上です。

(田中) それでは、そのページの次のところ、法人市民税も一応増えるということだったと思うのですが、このところで1号法人から9号法人ということで一応金額と何社というのが載っておると思うのですが、これ市内の業者だと思っておりますが、その辺の見込み、どのランクが増えるのかなとかっていうその辺の見込みについてお聞きいたします。

(税務課長) 予算書に1号法人から9号法人と記載させていただいておりますが、この法人数につきましては、総務省実施の統計調査である課税状況調べの令和4年度の法人数を記載させていただいております。法人数のこちら合計ですが、2,117社となっております、前年度と比較すると

15社増えております。増加している法人の内訳ですが、一番増えているのが1号法人で、16社増加しております。その次に増えているのが5号法人で、5社。その次が2号法人と4号法人の4社。その次が8号法人の1社となっております。

以上です。

(田中) 景気の悪いときはたしか1号が多かったかなと思うのですが、その辺でやはり市としてはどのランクの法人が、払っていただくところは当然多いのいいかとは思いますが、件数と金額とかを加味してどのようにその辺を理想を描いているのかお聞きします。

(財務部副部長) 今、税務課長が報告したように、1号法人、5万円の法人が一番増加しているということでお答えさせていただきましたけれども、大きい金額の9号法人の300万の均等割が増えてくれば一番税収も増えてきますので、一番市的には喜ばしいことなのですが、ただこういった不景気の中でもやはりその事業が継続していくということが大事なかなと思いますので、どの均等割の何号法人というわけではなく、全体的に見まして増加の傾向につながっていけばいいなと考えております。

以上です。

(田中) 当然件数が減るよりも増えて、法人が増えたほうが良いということで解釈をさせていただきます。

それでは、次に25ページ、たばこ税があるのですが、当然たばこを吸う人が減ってきていますし、いろいろ値上がりしたりなんかしているので、全体的には減になっているということなのですが、たばこ税の私の一応質問では変遷って書いた質問なのですが、ちょっと変な質問なのですが、たばこ税の推移ですね、移り変わりみたいのが、特徴ですね、ここに来てたばこを吸うにも、ちょっといろんなたばこの種類があって、昔のようなたばこではないのと、あと金額も上がっているということで、その辺の傾向についてお聞きしたいと思います。

(税務課長) たばこ税率の改定の関係で説明させていただきたいと思うのですが、平成30年度に税制改正がありまして、たばこ税の税率が引き

上げられることになりましたが、激変緩和の観点から3段階に分けて実施されております。国税と地方税合わせて1本当たり1円、1箱当たり20円ずつ、3段階で引き上げられましたので、最終的には1本当たり3円、1箱当たり60円引き上げられたことになっております。なお、市たばこ税だけで見ると、1本当たり0.43円、1箱当たり8.6円ずつ引き上げられましたので、3段階ということで、合計すると1本当たり1.29円、1箱当たり25.8円引き上げられたことになっております。

以上です。

(田中) 吸う本数が全体的には減っているけれども、税金自身が上がっているということで、その減った分を補っているのかなというふうに思うのですが、私もたばこをもうやめて、20年ぐらい前は二、三箱吸っていたのですけれども、いつの間にかこの議会の中でたばこが吸える状態ではなくなってしまったので、心を入れ替えまして、たばこをやめた次第なのです。だから、税金を払ってもらいたい市としてはちょっと逆な立場になってしまったのですけれども、その代わり健康を維持できて、医者にかからなくなったかなというふうに考えておりますので、これからたばこを吸う人、たばこを吸わない人が共に共存共栄していければいいかなというふうに思います。たばこ税が減らないで、一応ひもつきでない税金だと思うので、それはそれで私もたばこ税があったほうがいいかなというふうに考えておりますので、政府のほうだかどこだか分かりませんが……

(委員長) 田中委員、質問をして……

(田中) すみません。それでは、今後の見込みについてお聞きします。

(税務課長) ここ5年ほどの収入済額ちょっと比較してみたのですが、平成29年度が約5億6,100万円となっております。引き上げられた後の令和3年度の税額なのですが、約5億6,600万円とほぼ横ばいとなっております。この間の売上げ本数もちょうと比較してみたのですけれども、平成29年度が約1億800万本、令和3年度が約9,400万本となっておりますので、この5年間で約1,400万本が減少しているといった状況でございます。ですので、ちょっと売上げ本数自体が減少しているということで、

税率は上がってはいるのですけれども、実際の税収自体はほぼ横ばいといった状況になっております。健康志向の高まりによって売上げ本数自体は今後も減少するといったことが予想されますので、収入済額自体はちょっとやっぱり減っていくことになるのかなと考えております。以上です。

（田中） それでは、次の質問に入らせていただきます。

29ページですか、財政のほうで交通安全対策特別交付金というのがあるので、1,500万ですね、これの配分というか、この使い道というのはどのようになっているのでしょうか。

（財政課長） こちらのほうの交付金に関しましては、交通反則金収入を原資としまして、自治体が単独で行うガードフェンスですとか、防護柵、カーブミラー、反射鏡など道路交通安全施設整備の経費に充てられるための財源として交付されるものでして、交通事故の発生防止を目的とされております。交付の基準としますと、自治体の区域内における事故発生件数、道路延長及び人口集中地区人口割合により2対1対1の割合で案分、交付されるという形になっております。

以上です。

（田中） 次、51ページの上のほう、やさしさ支援課の結婚新生活支援事業費補助金というのがあるので、800万円ですか、これなので、これを要するに新婚の人がもらうに当たっての条件というのはどのようになっているのでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） 実際に市民がもらう条件というお話でよろしいでしょうか。

（田中） はい。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） この補助金の対象世帯といたしまして、夫婦の合計所得が500万円未満で、夫婦ともに婚姻時における年齢が39歳以下であることが一つ条件としてあります。その支払う対象経費につきましては、住宅の取得費用、それから賃貸費用、引っ越し費用、リフォーム費用となっております。

（田中） この件に関しまして、たしか私の記憶では前400万円以内とか、

年齢ももうちょっと若かったかなという記憶があるのですが、その辺の変更点についてお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）こちらの要件につきましては、かなり緩和されてきております。以前は世帯所得が300万円未満というところからスタートしてありまして、それが340万未満になり、400万未満になり、来年度は500万未満という条件になっております。年齢も34歳以下から39歳以下に拡大されております。

以上です。

（田中）対象が広がったということを考えれば、当然もらえる人が多くなったというふうに考えるのですけれども、利用したというか、使った人はどのように推移しているのでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）補助金の申請者につきましても、やはり増加をしております。令和2年度が12件、3年度が24件、今年度、今現在32件の方に交付しているところです。

（田中）次に進めたいと思います。

60ページなのですけれども、県議会議員選挙委託費と埼玉県知事選挙委託費というのがあるのですけれども、これ県のほうから来るということなのですけれども、単独というか、市で持ち出している部分というのは一切ないのかどうか確認をしたいと思います。

（総務課長）県議会議員選挙の執行経費ですとか、県知事選挙の執行経費につきましては、備品など他の選挙でも使用できるものなどを除き、県からの委託金として市のほうに支給されております。

以上です。

（田中）ということは、当然、少額かも分かりませんが、市で負担するものも幾らかあるというふうに考えてよろしいのですか。

（総務課長）令和5年度におきましては、全額が県のほうから入る予定でございます。

以上です。

（田中）次に、63ページなのですけれども、資産管理課の土地売却収入ということで1,370万9,000円なのですが、これっていうのはどこなのか

ということの質問です。

（財務部参事兼資産管理課長）土地売却収入につきましては、道路等の払下げと不用財産の公売による売却があります。道路等の払下げにつきましては相手側からの申請によるものですし、公売につきましては必ず売れるという保証がないことから、当初予算に正確に計上することが困難になっております。このため、ここに掲げております予算につきましては、道路等の払下げを過年度の実績から算定した額で計上しております。令和5年度につきましては令和元年度から3年度までの3か年の平均をここに計上しております。令和5年度に不用財産の公売として売却を予定している土地としましては、鎌塚地内の国道17号沿いに729平米の土地がありまして、こちらの土地と、あとは昨年度ですとか今年度に公売を行ったのですけれども、入札者がなくて保留になってしまった土地について、改めて売却を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

（田中）それでは、時間の関係もありますので、63ページ、今のところですね、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金は一応増加ということで、順調に増加予定かという質問です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金に関しましてお答えさせていただきます。

ふるさと寄附金に関しましては、当初予算ベースで比べますと、先ほど補正のほうでもご説明しましたとおり、対前年よりは減額しております。ただ、ここ数年の実績、決算額で申し上げますと、ふるさと寄附金、個人のほうですね、なのですが、令和元年度が2,914件で、7,295万8,000円、令和2年度が4,280件で、9,655万3,000円、令和3年度が4,729件で、1億915万7,000円、また企業版ふるさと寄附金ですけれども、令和2年度が2件、20万円、令和3年度が6件、230万円と、順調というかなのですけれども、増加はしております。今後も引き続き市のPRをして寄附金の獲得をしていきたいと思っております。

以上です。

（田中）それでは、次に64ページ、65ページです。先ほどもちょっと財

政課、財政調整基金繰入金の関係になるのですが、先ほど基金の残高34億400万円と言ったのですけれども、それでよろしいですか。

(それ年度末だよの声あり)

(田中) さっきのね。年度末ね。だから、現時点では足される、加算された額というふうに考えればよろしいですか。

(財政課長) 先ほどお話しさせていただいたのが4年度末の金額になります。今回の当初予算をご承認いただきまして令和5年度末の残高ということになりますと、約20億800万というところを見込んでいる状況になります。

以上です。

(田中) 次、68ページ、大したことはないのですけれども、金額の1万6,000円なのですけれども、これ原付のナンバープレートっていう話があったと思いますけれども、あれ1枚が1万6,000円するというふうに考えてよろしいのですか。それとも、何件かあつての1万6,000円なのでしょうか。

(税務課長) ナンバープレートは1件200円といったものでございます。そのナンバープレートにつきましては、市が所有者の方に貸与しているものでございます。そのため、廃車によって原付の自転車等を使用しなくなった場合には速やかにナンバープレートを返却していただく必要がありますが、盗難されたり、紛失されているといった場合で返却していただくことができないといった場合については、その1枚当たり200円といったことで弁償金として納めていただいているものでございます。

(P45発言の訂正あり)

以上です。

(田中) 今のところでちょっともう一回聞きたいのですけれども、たしか原付は4月1日とか5月1日とかで税金がかかる月があるので、税金を払わない方法っておかしいのですけれども、そのときに一回返して、また購入をするというのが考えられるのですけれども、それが適法かどうか、そういうことがあるかどうかの確認をしたいと思います。

(税務課長) 4月1日が基準になっているのですが、4月1日にナンバ

一を持っているかどうか、軽自動車として登録されているかどうかという
ことで課税するものでございますので、場合によってはちょっと何か
あるかもしれませんが、我々としては4月1日のもので把握させていただ
いております。

(田中) 要するに別にそういう変な動きっていうか、そのときに返して
また申請するというようなことはないというふうに考えてよろしいわけ
ですね。

(委員長) 今の質問ですか。

(田中) はい。

(税務課長) そのとおりでございます。

(田中) 次に、通告してある70ページ、71ページですか、書いてあるの
だけけれども見つからないのですけれども、雑収入……見つからないので
… …

(委員長) 職員課のところではないですか。職員課の一番下に。

(田中) あります。

(委員長) 雑収入。

(田中) それが何かということなのですけれども。

(総務部参事兼職員課長) この雑収入でございますけれども、これは平
成27年7月から29年3月まで教育委員会で任用していただきました任期付の職
員がおるのですが、これは平成29年3月に欠勤の期間がありまして、当
該欠勤分の給与について返還を求めるというものでございます。

以上です。

(田中) 最後に、76ページなのですけれども、これ道路課でも一応出た
と思うのですけれども、道路整備事業の増減っていうのをこの予算に組
んであると思うのですけれども、これは何に起因して増減をしているか
ということをお聞きしたいのですけれども。

(財政課長) 令和5年度当初予算に計上しています道路整備事業債に関
しましては、幹線道路等整備事業、上尾道路接続市道整備事業、駅南通
線整備事業につきまして関係しているものでして、舗装の個別施設計画
と社会資本整備総合交付金対象の補助裏に地方債を充当している状況の

ものでして、各事業費に起因する形になっております。

以上です。

(金子) それでは、何点か質問いたします。

初めが20ページのこれは個人の税のほうの関係の滞納繰越分ということで、ここに書いてある質問内容で、昨年度予算では2,960万ということですけれども、これ増加して書いてありますけれども、減額ですね。減額された要因。減額ということは収入が減ったということになるかと思うのですけれども、収入的には厳しいということをごさいますけれども、こういうふうなのが要因としてどういうふうな状況でこうなったかということでお聞きいたします。

(収税対策課長) では、減額の要因についてお答えいたします。

滞納繰越分の予算額につきましては、令和4年12月末時点の調定額をベースといたしまして、税目ごとに現年度分と滞納繰越分の決算額と不納欠損の見込額から翌年度に繰り越す調定額を試算し、令和5年度に納付されると見込まれる収納率を乗じて積算して、個人市民税滞納繰越分は、対前年度1,050万減少の1,910万円と見込んでおります。減少しました主な要因といたしましては、滞納処分が順調に進んでいることから、滞納繰越調定額は年々減少しておりますが、その一方で滞納処分が困難な案件が残ってきたことから、令和4年12月末現在の滞納繰越分の収納率は、対前年同月マイナス3.4ポイントの26.3%となっております。今後も引き続き細部にわたり財産調査を行い、差押えが可能なものはしっかりと押さえ、資力がない場合には執行停止で確実に落とすなど、迅速に滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(金子) 了解しました。

それでは、次が30ページ、吹上支所ですけれども、これのほうの庁舎等使用料、こちらは先ほどちょっと説明があったかなと思うのですけれども、なかったかな、昨年予算では20万6,000円ということで、3万7,000円とちょっと額的に大分少なくなっていますので、これは何か変化があったのかなと思われましてけれども、その内容についてお聞きいたします。

(吹上支所長) 庁舎等使用料の内容でございますが、本年度、令和4年度の当初予算の際は、吹上支所第二棟におきまして水道課の所管となります鴻巣市水道協同組合が水道課の時間外の対応としましての赤水、漏水等の対応として第二棟の一部を宿直室として使用しているこれらの使用料と、あわせて同じく第二棟の一部を鴻巣市商工会吹上支所の事務所として使用をしていたため、これら2団体の庁舎使用料を本年度、令和4年度は計上しておりました。しかしながら、鴻巣市商工会吹上支所が本年度の令和4年度で商工会本所との統合によりまして撤退をしたため、令和5年度の当初予算におきましては鴻巣市水道協同組合のみの使用料となったため、商工会吹上支所の使用料分が減額となったものでございます。

以上でございます。

(金子) 水道課のほうの使用料的には昨年度と同じ額ぐらいのものなのでしょうか、お聞きします。

(吹上支所長) 昨年度3万7,000円の内訳になっておりますが、令和5年度におきましても3万7,000円の金額となっております。

以上でございます。

(金子) 次が、やはり昨年と比較になってしまいますけれども、58ページ、やさしさ支援課、地域人権啓発活動活性化事業委託金ですけれども、これ結構今回何か催しとか、いろんな事業が追加されるのかなと思われるけれども、昨年あたりが35万だったのが今回115万ということでございますので、この要因等について、あと活動内容についてお聞きいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 令和4年度と比較して80万円の増加となっておりますが、この理由としましては、令和5年度に北足立郡市町人権フェスティバルを実施する事業費分の増加となっております。北足立郡市町人権フェスティバルは、人権尊重社会を目指す県民運動事業に位置づけられておりまして、県の委託金を活用できるため、歳入増となっております。

このほかに、この委託金を活用して実施している事業としまして、人権

の花運動、それから人権・男女共同のつどいがございます。

以上です。

（金子）そうしますと、人権フェスティバルの関係の事業が増えたというのが主な要因と、ほとんどということですね。ということによろしいでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）そのとおりでございます。

（金子）それでは、次に60ページの総務課の住宅・土地統計調査委託金、これもやはり何か今年度というか、5年度について事業が行われるのではないかと思われまますけれども、これについての詳しいことをお聞きします。

（総務課長）住宅・土地統計調査関連の予算額でございますが、令和4年度の予算額は、住宅・土地統計調査単位区設定委託金として55万円を計上しておりました。令和5年度の当初予算額は、住宅・土地統計調査委託金として729万1,000円を計上しております。

住宅・土地統計調査というのは、日本全体の住宅及び住宅以外で人が居住する建物の実態並びに土地などの保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査する大規模な調査となっております。今回は令和5年10月1日を調査期日として実施する予定になっております。令和4年度には、住宅・土地統計調査の事前準備として単位区設定業務を行っております。令和5年度は、その本番の住宅・土地統計調査を実施するもので、指導員や調査員の報酬など、統計調査に必要な経費に相当する額を計上しているところでございます。

以上です。

（金子）了解いたしました。

それでは、次ですけれども、62ページ、資産管理課の土地売却収入の中で、これについては、例えば今後のこととございますけれども、これは資産管理ということで市の土地ということとございましょうけれども、上尾道路とかの関係するものというのは今後、方向性として、これには令和5年度には具体的には対象になっているかどうか分からないのですけれども、方向性として、対象として出てくるような状況とございませ

ようか。ちょっとお伺いします。

（財務部参事兼資産管理課長）この土地売払いにつきましては、市のほうで所有しております不用財産等について、入札等により売却するというようなものでして、特に上尾道路関連の土地については、ここには含まれておりません。

（金子）分かりました。不用財産ということで、それが該当するということですね。

次ですけれども、64ページ、収税対策課の市税の延滞金ということでございます。これについては、昨年が1,600万、今年度が1,200万ということで、これ延滞金としては収入が減ったと。ここに私、減少できた要因と書いてしまいましたけれども、減少した、できたではなくて、した要因ということで、今後についてもこういうふうな状況になるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

（収税対策課長）それでは、減少しました要因につきまして説明させていただきます。

令和3年度決算における市税延滞金は3,301万1,057円で、対前年度3,182万7,855円のマイナスとなりました。平成29年度の約1億115万円を最高額として、以降、令和2年度は若干の増加となっておりますが、減少傾向となっております。令和5年度予算において市税延滞金が前年度予算と比較して400万円減少した要因といたしましては、徴収の強化によりまして未納となっていました延滞金の整理が進んだこと、現年課税分の徴収率が高く、収入未済額が少ないことで延滞金がつくような案件が減少していること、また延滞金の率が平成26年度（P42「平成26年」に発言訂正）以降大きく下がっていることも減少した要因と考えております。今後の方向性につきましては、先ほどの個人市民税滞納繰越分と同様に、引き続き納付の勧奨や滞納処分を強化するなど、未納となっている市税の圧縮に努めることにより、引き続き延滞金も減少傾向となるものと考えております。

以上です。

（金子）了解できました。

次ですけれども、68ページ、これちょっと確認みたいな形になるかと思うのですけれども、財政課の競艇事業の収入、今年度、令和5年度は7,000万ということで、昨年度は6,000万だったかなと思うのですけれども、それが一般的にはいつも5,000万入れて、コロナとかいろいろなので、その後に1,000万とか2,000万とか頂けるといような状況だったと思うのですけれども、今回は初めから7,000万というふうな、その設定根拠をちょっとお伺いいたします。

(財政課長) 増額の理由ですが、令和4年12月2日付で企業団から配分予定表が示された中で、増額の記載があったことから計上しております。また、1月分までの開催状況報告からの、ここは推測ではありますが、電話投票にて約270億4,200万、同時期の前年度比で約60億6,500万の増で、128.9%の伸び率となっており、売上合計についても約406億4,000万円で、同時期の前年度比約80億の増、124.6%の伸び率となっていることから考えられます。

以上です。

(金子) そうしますと、当初から5,000万プラス2,000万で7,000万かな、ということで、また営業状況によって、いただけるような状況であるのかなと思うのですけれども、そのような考えでよろしいでしょうか。

(財政課長) 委員のお見込みのとおりかと思えます。

以上です。

(金子) 次ですけれども、70ページのところで、秘書課のほうのホームページ等広告掲載料、こちらにつきまして、何かちょっと昨年よりも減っている実態があるかなと思うのですけれども、例えば掲載料を値上げ、値下げも含めて見直しとかすると、何かPRとかして掲載してもらえるように働きかけるとか、いろいろなやり方があるかなと思うのですけれども、そういうふうな状況についてお伺いいたします。

(秘書課副参事) お答えいたします。

まず、積算に当たってなのですが、令和5年度につきましては、令和4年度予算額108万円と比較しまして、委員ご指摘のとおり、36万円減の72万円を計上しております。その積算ですが、令和元年度決算額が102万

円、令和2年度が84万円、令和3年度が76万円と、そのような状況でございましたので、それを踏まえ、コロナ禍における企業の広告宣伝費縮減等を考慮しまして、実績ベースで予算化をしたものでございます。ご指摘のとおり、なかなか掲載企業側からは業務縮小や収入の減少等によりまして広告掲載を見送った等の声も伺っております。市としましても歳入状況を正確に把握していくと、そういう必要があることから、今回実績ベースでの予算化をしたものでございます。

以上です。

(金子) 設定根拠は分かりました。

周知方法として、広告していただけるよということ働きかけたということ考えますと、掲載されている業者というのは、私が見るに、毎年同じような感じなので、この方たちはぜひともお願いしたいということなのですけれども、それ以外に、安くしてもということ、ちょっとバランス的におかしくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、何かそういうふうな働きかけということで検討はされているのかをお聞きします。

(秘書課副参事) お答えいたします。

ホームページ上で専用ページの作成をしておりますので、そちらのほうで周知をしております。また、「広報かがやき」等にでも広告掲載募集の記事を定期的に掲載をしております。また、広報紙の有料広告掲載を決定通知として出しているわけなのですが、そちらのときにホームページのバナー広告も一緒にご案内をしまして、ぜひともというような、そういったご案内をしているところでございます。なかなか企業のコロナ禍の状況というのもございまして、難しい状況ではございますが、市としましても自主財源を確保していく努力、今後も継続して周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(金子) 今の関係ですけれども、今掲載されている業者等を見ていた中で、その掲載業者の声ということ考えると、高いのか安いのかとか、もう少し検討してほしいとか、いろいろ意見があるのかなと思うのです。

けれども、そのような実態はどうでしょうか。

（秘書課副参事）お答えいたします。

直接的に広告料が高い、低いということまでは、掲載企業側からは声は届いておりませんが、近隣市町村の広告掲載料等を確認しますと、正直なところ、月額としますと大体1万円ぐらいということで、今回鴻巣市のほうでは年額の12万円、月額でいうと1万円ということで、大体同じような金額設定ということで、ほかの市町村に比べて高いですとか、そういうところは今ないのかなというふうに考えております。

以上です。

（金子）それでは、歳入のほう、最後になりますけれども、70ページ、資産管理課の高圧線下補償代金、これ先ほどの説明の中では3年ごとに一括納入ということで、これが3年分ということで考えてよろしいかなと思うのですけれども、そうしますとこれは件数ということで考えると、先ほど説明があったかなと思うのですけれども、ちょっと聞き逃した点がありますので、これは件数等によりますとどのくらいになるのか、額的にはどういうふうな形になるのか、ちょっと詳しくお聞きいたします。

（財務部参事兼資産管理課長）この高圧線下補償代金につきましては、3か年ということで、今回ここに計上させていただいたのは令和5年10月1日から8年9月30日までの3か年分となります。対象地といたしましては4か所、筆数でいいますと9筆なのですが、4か所ございまして、寺谷の自治会集会所の上空を高架線が通っておりまして、その部分になります。それと、総合体育館の上をやはり高圧線が通っておりまして、こここのところが筆が幾つか分かれておりまして、6筆あるのですが、ここで1か所になっております。それと、その近くなのですが、鴻巣の保健所の十字路のところ、保健所とちょうど対角の面になるのですが、ポケットパークがございまして、ここの上空を高圧線が通っておりまして、こちらで1か所、1筆となっております。それと、もう1か所が上谷の大成ロテックの前のところにやはり市の土地があつて、その上を高架線が通っておりまして、こちらのほうが1か所、1筆となっております。全部で9筆、4か所となっております。

以上です。

(金子) 今の9筆ということでございますけれども、この高架線ですけれども、例えばでかいのとちっちゃいのかあるとは思うのですけれども、その規模に応じて価格というか、補償料が設定されているのか、最後にお聞きいたします。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらのほうは、土地の広さと、それからその土地の単価によって決められておまして、例えば寺谷の自治会のところだと、土地の面積が79.81平米で、補償額としては1平米当たり266円で、年間の補償額が2万1,230円、これの3年分ですので、6万3,690円というふうになります。

(収税対策課長) 1件、発言の訂正をお願いします。
先ほど委員さんから市税の延滞金の減少についてお答えさせていただいたのですが、本来、正しくは延滞金の率が平成26年以降大きく下がっているというところにつきまして、延滞金の率が平成26年度以降という形で、「年度」と発言してしまったので、平成26年に訂正のほうをお願いします。よろしくをお願いします。

(委員長) ただいまの発言の訂正はご了承願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(竹田) 20ページの、他の委員も質問しましたけれども、市税の普通徴収と特別徴収で、先ほど、数字を確認させていただきたいのですが、いわゆる給与収入は1.5%と、年金収入がマイナス0.4%と、営業収入がマイナス3.6%というふうにご説明いただいたと思うのですが、この数字でいいのかどうか、まずこれから確認したいと思います。

(税務課長) 営業収入につきましては、マイナス3.6%といった数字で試算をしております。

以上です。

(竹田) ということなのに、というのは来年度の予算というのは、いわゆる今確定申告していますよね。それで、実際に例えば私ども、職員の皆さんの給与改定やりましたけれども、前年度の給与、期末勤勉手当を減らさなければならなかったのだけれども、夏に持ち越して期末勤勉手

当を減らしたということと、それから給与幾らか上がりましたがけれども、ベテランの人たちの給与は200円しか月給上がらなかったという実績なんかもありますよね、公務員の皆さんの。そういうことを考えたときに、1.5%もいわゆる給与所得の人の給与が上がっているのかという、まずこの数字がどうなのかという根拠、1.5%に示した根拠をお示してください。

（税務課長）その根拠ですが、厚生労働省のほうが発表しています統計調査があるのですが、こちら毎月勤労統計調査といった調査がございます。そちらに現金給与総額といった項目があるのですけれども、こちらの令和4年1月から10月の前年比の平均値というのが1.5%となっております。

以上です。

（竹田）ということは、これは厚生労働省の調査の下ですね。年金は当然減らされていますので、0.4%ではないと思うのです。0.6%ではないかなというふうに私思っているのですが、この0.4%というのは何ゆえの数字か伺います。

（税務課長）厚生労働省のほうで年金額改定通知というのを出してございまして、そちらに令和4年の年金につきましてはマイナス0.4%にするといったことが記載されております。

以上です。

（竹田）分かりました。

それで、営業収入はマイナス3.6%。営業も売上げが上がらない、かつ令和4年度は物価高騰でいろいろやると、当然収入から経費を引いたら下がるということですが、全体としては増えているわけですよ。それは構成の割合から見て、例えば給与所得の人と、年金収入の人と、営業収入の人の割合というか、その結果、増えるという見込みでいいのかどうか、その人数というか、構成の割合をちょっと教えていただきたいと思うのですが。

（税務課長）給与収入の割合なのですが、まず納税義務者数の関係で答えさせていただきたいと思うのですが、全体の納税義務者数の中で給与所得者というのは76.3%いらっしゃいます。それに対して、営業所得者

というのは3.1%といった割合でございます。

以上です。

(竹田) 分かりました。では、そういうことでのすけれども、実際に、では均等割、所得割のところを出ているのですが、どのくらいの人が所得割まで払えるのかという、その数字というのは分かるのでしょうか。均等割が何人、所得割が何人という。

(税務課長) 均等割の人数につきましては、6万2,773人といったことで試算のほうをしております。それに対して所得割ですが、5万7,200人といったことで試算のほうをさせていただいております。

以上です。

(竹田) 分かりました。

それで、もう確定申告が始まっていますけれども、鴻巣市の場合、市県民税の相談なのですけれども、実際に相談の窓口に立っている人たちの実感というのはどうなのか、分かる範囲で結構ですけれども、お答えください。

(税務課長) 今現在、確定申告の受付まだやっている途中ではございますが、人数的に見ると、去年とほぼ同じような形になっておりますので、去年度とあまり状況的には変わっていないというのが現状でございます。

以上です。

(竹田) 分かりました。

あと、続いて同じページの企業の法人税の増の要因で、先ほど第1号法人が増えたりとかしているということも含めてありましたが、法人税割について、どのくらいの事業所を見込んでおられるのか伺います。

(税務課長) 法人税割につきましては、令和4年度の課税状況と前年度の実績を基に試算いたしております。なお、積算に当たりましては、関東財務局が発表している法人企業景気予測調査の経常利益の前年比平均値を採用いたしております。その結果、法人税割につきましては、前年比と比較しまして約1億300万、率にして27.6%の増加を見込んでおります。増加の要因ですが、景気の回復基調による企業収益の改善と考えて

おります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 0 分)



(開議 午後 2 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(税務課長) すみません。先ほどの田中委員からの質問の関係で、弁償金のところで、ナンバープレート盗難または紛失されているときには200円納めていただくという説明させていただいたと思うのですが、紛失については200円ということなのですが、盗難につきましては、その方から見るとちょっと不可抗力的なところもありますので、警察に盗難届出を出せば、そちらに証明書を提出していただくことになりますので、それを市役所のほうに出していただければ200円を納めていただかなくても結構ですということになります。発言のほうは修正させていただきたいと思います。

(委員長) ただいまの発言の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(竹田) 続いて、26ページの株式等譲渡所得割交付金が減額になっていますが、この要因についてお尋ねします。

(財政課長) 減額の要因についてですが、地方財政対策では27.4%の減、当初予算編成時に埼玉県から見込額通知というのが来るのですが、そちらですと26.2%の減ということから、この額を計上している状況になっております。

以上です。

(竹田) それは、通知でそういうふうになった。なぜ原資が減っているのかということ。通知があったからではなくて、元の金額が減るからそうなるのだと思うのですけれども、その先について何か情報があればお答えいただきたいと思います。

(財政課長) 申し訳ございません。埼玉県からの通知の根拠となる内容の詳細な説明がまだないというような状況になっております。

以上です。

(竹田) 62ページの資産管理課の先ほど土地売却収入、他の委員も質問しておりました。基本的には土地の払下げ申請などもあると言っていました。そのほかに昨年度、競売というか、公表したのだけれども、買手がついていないというところがあるというふうにおっしゃっていましたが、そのこのところについてもう少し詳細にお答えをいただきたいと思えます。

(財務部参事兼資産管理課長) 今年度入札を行ったのですが、申込者がいなくて取りやめになったものとしましては、人形4丁目の、これ市営住宅の人形団地の前の土地になっておりまして、今市営住宅は鉄筋コンクリート造が3棟建っているのですが、それが建つ前のところの土地がございまして、こちらが219.27平米あるのですが、こちらのほうを入札にかけたのですが、申込者がなく、取りやめになっております。これにつきましては、来年度、もう一度予定価格を見直すなどして入札にかけたいというふうに考えております。

それと、広田の区画整理地内におきましては入札を行ったのですが、こちらも同様に申込者がなく、取りやめになっております。こちらにつきましても、少し条件を見直す等をして、来年度、再度入札にかけたいというふうに考えております。

以上です。

(竹田) 先ほどの補正予算の中でも、広田中央の土地が土地売却収入で入ったのですけれども、これは、いわゆる区画整理事業地内の土地を売却払うということは、区画整理事業としての側面ではなくやるということはどういう意味を持っておられるのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらの土地につきましては、保留地というのが、そのこの土地の区画整理地内において、道路ですとか、公園ですとか、そういったものを造るために保留地というのを新たに土地を生み出してやるのですが、これ今売ろうとしているものは保留地ではなく

て、この土地区画整理を始める段階で川里町が買い取った土地なのです。これが売れるようになったというようなことで公売にかけているというようなものになります。

（竹田）ということは、ずっと普通財産であったということの解釈でいいのか。いわゆる区画地内のところですよ。川里で持っていたけれども、いわゆる広田中央土地区画整理事業地外だという受け止めでいいのかどうか。普通財産も含めた管理の仕方も含めて伺います。

（財務部参事兼資産管理課長）これは土地区画整理内の土地になっておりまして、普通財産ということで資産管理課のほうで所管している土地になります。

（竹田）これは、ということは川里の頃というふうに先ほどご説明ありましたよね。ということは、もう合併して17年目になりますけれども、ずっとその状態で持っていたものを、いわゆるこれまではアクションを起こさないで今回やっているという受け止めでいいのかどうか。この間の行動の経緯についても併せてお答えください。

（財務部参事兼資産管理課長）これは土地区画整理事業ですので、換地が必要になるのです。その換地が終わって、換地された土地を処分してもいいというのが区画整理組合のほうから通知があるのです。その通知が来ましたので、売却のほうの手続に入っているというようなことになります。

（竹田）分かりました。あとはまた別の機会に、まちづくり常任委員会で聞きたいというふうに思います。

続いて、62ページのふるさと寄附金で、先ほどから議論もしています。一番は、1億4,000万円を見込むと。それから、企業版ふるさと寄附金もこの頃増えているということでやっているのですが、収支決算から見た場合、1億4,000万円やるけれども、外に出ているほうが多いというのが過去の実績だというふうに思うのです。それらも含めて収支決算から見た場合、ちょっとこの間の経緯も含めて、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ふるさと寄附金、個人のほうのまず

収支決算なのですけれども、ここ数年の実績を申し上げさせていただきます。直近3か年になりますが、令和元年度が約200万、こちらプラスになります。令和2年度が約250万プラスでした。令和3年度、こちらが約480万マイナスとなっております。

企業版ふるさと納税に関しましては、こちらに関しては事務費等がほとんどかかっておりませんので、入ってきた額がそのままプラスになっているというふうにお考えいただいて大丈夫だと思います。

以上です。

(竹田) ということは、ふるさと納税ができる人たちの財力があるということですから、そういう点では、どこにどういうふうにするかは個々の判断によると思うのですが、先ほどの中で魅力ある返礼品というところでは、令和5年度の中で魅力ある返礼品で、先ほどの新しい事業者をやるというのだけでも、新しい事業者の中ではどんなものを目玉としているのか、そここのところを確認しておきます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 先ほど令和4年度で新規に採用した事業者数は、補正のほうで、11事業者、22返礼品と申し上げさせていただきました。どれが目玉というか、それぞれの企業さん、これが他市の方にそれぞれ好評であろうという思いでお出しいただいておりますので、市としてどれがという順番はつけづらいものがあります。昨年出していたいただいたものの中でいきますと、豚もつ煮を扱っているところかもつ煮とか出していたりとか、直近でいきますと、季節のフルーツサンドを出していたりとか、あとコウノトリの絵柄のついたステンレスマグカップなんかもお出しいただいておりますので、我々、先ほど言ったように、どれが一押しとかというわけではなく、全てのものを同じようにPRしていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) 分かりました。フルーツサンドって鴻巣市だけではないですよ。ほかのところもやっているのよね。フルーツ取れていないけれども、フルーツサンドを提供しているところがあるというのでテレビでやっていたけれども、例えばもつ煮もそうですけれども、私は先ほどから

申し上げているように鴻巣を売り出すものをもっと本当に調査研究したらいいのではないかというふうに思いますが、令和5年度では、先ほどの農政課のほうも含めて調査研究するというふうにはおっしゃっていましたが、勤める側としての売出し物はこういうふうにしたいというものがあれば、いわゆる他力本願です、新しい事業者を引っ張り出してやるということは。それに飛びついて、先ほどのフルーツサンドというのはいろんな地域でやっています。そういうことも含めれば、もっと私は考える必要があるのではないか。むしろ令和元年度と2年度は、たまたま200万円、他市に行く分がこちらで残った、いただいた分として残っているだけで、もう圧倒的には他市に出している人たちが多いですよね。そういうふうに考えると、もっともっとまちづくりの魅力として出す必要があると思いますが、この辺についてはどうなのでしょう。もっと検討すべきと考えます。ずばり魅力的な回答を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 竹田委員からのご質問、もっと頑張れという激励の意味のご質問だと思います。我々も他市に負けない魅力ある返礼品、こちらを事業者と共に考えていきたいと思っております。なかなか、何回も申し上げますけれども、特産品、海鮮物というのですか、とかお肉という特産品がない中で、自分で言うのもなんですけれども、比較的健闘しているほうだとは思っておりますが、もっと頑張れるように努力していきたいと思っております。

以上です。

(竹田) では、62ページの同じくそれぞれの減債基金繰入金とか、あと公共施設等繰入金とか、財政調整基金繰入れとか、いろいろなものの基金を繰り入れてやっています。この基金残高の理論値をそれぞれ、最終的に令和5年度の会計年度の理論値でお答えいただきたいと思っております。

(財政課長) まず、減債基金繰入金のほうからお答えいたします。今回予算の承認いただいた場合、令和5年度末の残高につきましては5億9,200万円を見込んでおります。基金の取崩しの考え方につきましてはですが、これまで平成30年から令和4年の償還ピーク時に48億円前後の公債費が見込まれることから、年間3億円程度を取り崩してまいりました。

これまで償還額を450億（P51「45億」に発言訂正）前後に平準化してきたところではありますが、令和5年度につきましては元利償還金が45億を下回ります。しかし、依然として40億円以上の償還額が必要となることから、繰入れを2億とし、臨時財政対策債償還の一部に活用してまいります。これは、令和3年度に国の補正により、令和3年度発行見込額を基礎に臨時財政対策債償還額の一部が普通交付税として措置されたものを、5億4,000万円でありましたが、それを合わせて活用するような形で今回計上をさせていただいております。

以上です。

（答えていないの声あり）

（財政課長）失礼しました。今回の予算をいただいた場合、減債基金に関しましては、今年度残高につきましては5億9,200万になります。また、財政調整基金のほうの繰入金のほうの残高になりますけれども、今回予算を承認いただいた場合は、令和5年度末の残高につきましては約20億800万円を見込んでいるというふうな状況になっております。

あと、合併振興基金につきましては、今回の予算を承認いただいた場合、令和5年度末の残高につきましては約24億9,000万円を見込んでいます。以上です。

（財務部参事兼資産管理課長）続きまして、公共施設等整備基金について説明させていただきます。

こちらの基金は、鴻巣市公共施設等整備基金条例によりまして、公共施設等の整備に要する経費の財源とすることができるというふうにされております。令和5年度は、小学校施設改修事業の箕田小学校校舎屋上防水改修工事、松原小校舎屋上防水等改修工事、鴻巣中央小校舎屋上防水補修工事に充当するために一般会計のほうに繰り入れます。令和4年度の基金残高は約6億5,700万円を見込んでおりまして、これに令和5年度の積立金と利子を加えまして、また一般会計への繰入金を差し引きまして、5年度の残額としましては約6億2,600万円を見込んでおります。以上です。

（財政課長）申し訳ございません。先ほど減債基金の状況のほうをお話

しさせていただきますときに、これまで償還額を50億円前後というような形でお話ししてしまいまして、償還額を45億前後に平準化というところが……

(何事か声あり)

(財政課長)失礼しました。450億というように発言してしまったのですが、45億前後に平準化というところが正しいです。申し訳ございません。

(委員長)ただいまの発言の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(竹田)最後の質問です。76ページです。映画館設備更新事業債8,770万円になっています。これはなぜ地方債を組むのかお尋ねをしておきます。

(財政課長)映画館設備更新事業の関係ですけれども、こちら映写機につきましては高額なため、1年で支払いが財政上厳しいことから、当初5年でリース契約を結び、支払いを平準化することを検討していたところですが、リース契約による増額分が膨大になることから、地方債を活用することを検討したところ、交付税算入は見込むことができない地方債ではありますが、地方債を活用できる対象であることから、一括購入と判断をさせていただきまして、今回の当初予算計上としております。以上です。

(竹田)ということは、1億1,704万円の映写機を買うのですよね。そのための財源として地方債を組む。だから、借金をして1億1,704万円の映写機を買う。残った分は一般会計から出すということの受け止めでよいのかどうか確認します。

(財政課長)竹田委員のおっしゃるとおりです。今回、5年契約の場合、5年間で総額、リースの場合、5年契約で1億3,694万円という見積りが出まして、1,990万円というところが試算として増額分が出るような形になりました。これに対しまして、地方債を使わせていただきますと、一般財源ベースで先ほどお話出ましたところですが、2,934万円は令和5年度で支払いを見込んでいるところなのですけれども、令和6年度以降、8,770万円を5年間で元金償還し、利子を償還していきますと、利

息分0.3%と見込んだところで67万9,802円という試算が出ておりまして、こちらの利子額67万9,802円から1,990万を引きますと、1,922万198円というところが多くなるというふうな試算がございまして、今回、交付税算入はない地方債ですが、こちらを活用させていただくという判断に至りました。

以上です。

(竹田) ごめんなさい。本会議場でも即決だったので、やったのですけれども、1億3,694万円というのは、これは何ゆえに出てきた。1億1,704万円の本体のものをリース契約するところになると。では、リースの契約先はどこになるのですか。

(財政課長) 申し訳ございません。そのリース会社がどこというのは、特に契約はしていないので、見積りを生涯学習課のほうで取っていただいたところから試算をさせていただいたっていう状況になっております。

以上です。

(竹田) でも、財政当局としたら、1億3,694万円になる、生涯学習課といいますけれども、1億1,704万円のものが1億3,694万円のリース契約にすることそのものが非常に高くというか、それは逆に言えばティ・ジョイしか分からないものですよね。ティ・ジョイが本当にその価格で、ではティ・ジョイが提案した契約なのか、どこなのかということはもう少し詳細に財政当局としては知るべきことかなっていうふうに私は思うのです。

(委員長) 今の質問ですか。

(竹田) はい。思うのですので、ぜひそれは調査して分かるように……

(委員長) それは要望ですか。

(竹田) 分かるように、あしたまでに答えてください。歳入だから、いいでしょう。あした最後採決するわけだから、ちょっと分かるように調べておいて、あしたまでにご回答いただけたらというふうに思います。

(委員長) それは、資料請求ということですか。

(竹田) そうです。数字の確認。数字の根拠の裏づけを明らかにしてく

ださいということですから。

(委員長) それは可能ですか。

(財政課長) 確認して、あした用意します。

(委員長) 今の、竹田委員、資料請求ということによろしいのですか。

(竹田) はい、そうです。今私が地方債をなぜ組むのかという質問の中で出てきた数字ですから、その1億3,694万円はリースで組むとこれだけになる。では、その根拠は何かってお尋ねしたら、生涯学習課しか分からないというけれども、でも本来財政当局が分かっているべき数字ですよ。だから、私はちゃんと答えてくださいということを申し上げたのです。

(委員長) ただいま竹田委員より議案第30号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することが可能でありますか。

(財政課長) 確認の上、提出いたします。

(委員長) いつまで。あしたまで。

(財政課長) はい、あした。

(委員長) それでは、諮ります。

ただいま竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、そういうふうにさせていただきたいと思います。

(中野) それでは、事前に通告したのですが、大分前任者が全部やっていますので、その前任者でやらない部分のみにしていきたいと思います。最初に、20ページのところで普通徴収と特別徴収の収納率が書いてある。私が最初言ったのは、増額の主な要因ということで質問したのですが、先ほど申し上げましたように皆さんしているので、私はそれに関連して、現年課税分で普通徴収と特別徴収あるわけですが、私毎回言っているのですが、特別徴収というのは給料天引きですから、限りなく99.9、100に近いというのはいいのですが、普通徴収は本当に高く、97%とかっていう今回5年度はそうですが、1つは、去年の収納率は97.1%でした。

たとえ0.1%でも収納率を下げたという、この理由をひとつお聞きします。

(税務課長) 今回の収納率ですが、3か年の収納率の平均を取っております。令和元年度が96.4%、2年度が97.1%、3年度が97.4%ということで、今回3か年の平均を取らせていただいたということでございます。以上です。

(中野) その件については分かりました。

次に、ページ数でいうと16ページ、地方消費税交付金、これ前年に比べると2億7,400万増えているのですが、この増えた要因が何なのか。つまり消費税が上がるというようなことによって、その部分の上がった部分で地方消費税のほうへ回すというのこの前あったのですが、今回、令和5年度については消費税そのものが上げるなんていう予定ないわけですから、この増えた要因についてお伺いします。

(財政課長) 地方消費税交付金につきましては、当初、予算編成時に埼玉県から見込みの通知がございまして、11.9%の増額となっていることから、その額を計上しております。なお、実際の交付段階での積算根拠というものが示されておられませんので、現段階では根拠の明示はない状況になっております。

以上です。

(中野) 次に行きます。

次は、本来、減債基金の繰入金だとか土地売払収入、あるいはふるさと寄附金等々を聞く予定でしたが、皆さんのほうでしましたので、これは省略をいたします。あともう一つは、財政調整基金の繰入れだとか、合併振興基金の繰入れも全部出していたのですが、皆さん聞いておりますので、省略をいたします。

ただ、この中で65ページの公共施設等基金繰入金についてお聞きしたいのですが、これは読んで字のごとくなのですが、これらを積み立てていると思うのですが、これ主な使用目的っていうのはどこを想定しているのか、ありましたらお聞かせください。

(財務部参事兼資産管理課長) 公共施設等整備基金につきましては、基

金条例によりまして、公共施設の整備に要する経費の財源とすることができるといふふうにされておりました、例えば今年度、令和4年度ですと市役所の入り口の外構工事ですとか、小学校のトイレの洋式化ですとか、こういったようなものの財源にしております。来年度の令和5年度につきましては、箕田小の屋上防水改修工事、松原小の屋上防水等改修工事、それから中央小の屋上防水の補修工事、こちらの財源とするために繰入れを行います。

以上です。

（中野）分かりました。

最後になりますが、競艇事業収入について聞こうと思ったら、これも聞かれているので、最後、76ページになりますが、今回私はそのことについて、市債について聞くとところが財政調整基金だとかそういうものを含めてあったのですが、今回、76ページですが、大変市債の発行額が前年に比べて7億2,300万減なのです。この市債が減になるということは幾つかの要因があると思うのですが、起債対象事業というものがかなり減っているのではないかと考えているのです。例えば農林水産事業債だとか土木事業債、こういうもののあれが減っているということは、それだけ先ほど申し上げました起債対象事業が令和5年度は少なくなっているのではないかと考えているのですが、それが1つ。

もう一つは、そういう中に1つだけ解せないのが、臨時財政対策債、これの今言ったように3億200万、かなり減っているのです。その理由だけについてお聞きします。

以上です。

（財政課長）中野委員お見込みのとおり、起債対象事業につきましては対象となる事業が減ってきているというのは事実でございます。昨年でも緊急防災・減災事業債ですとか、大きな事業があったのですが、そちらのほうが無くなったことが大きな要因になっております。また、臨時財政対策債のほうの減額につきましては、国のほうの国税のほうの収入率が高いというところで、普通交付税のほうが多く配分されるような形になっておりますので、国のほうで借金する形、市のほうにも下り

てきますけれども、そちらの臨時財政対策債の発行額につきましては来年度かなり抑えた形で発行するという事で減額のほうのお示しがありましたので、そういう形の計上となっております。

以上です。

（中野）起債事業が減少しているって私も想定はついたのですけれども、答弁でもそういう答弁でした。そうすると、今後これから鴻巣としてやはり、ハード事業とソフト事業がありますけれども、ハード事業における言わば起債の対象となる事業というのは、新ごみ処理施設以外は当面そういう事業はなくなってきているというふうに、したがって今後もこの起債、臨時財政対策債を除いた特に土木事業債、農林水産事業債、こういうものについては今後さらに減っていくということで理解していいのかどうか伺っておきます。

（財政課長）今年度につきましては減少という状況がございます。委員お見込みのとおり、今後、新ごみ処理施設の関係での起債はもちろん大きなものになる可能性がありますし、また道の駅のほうでも起債ができる部分がもちろんございます。また、小学校、中学校のほうでも改修工事の必要になってくるところもございますので、そういうところでの起債というものも関わってくるかと思えます。また、道路関係で上尾道路の関係がこれからありますので、こちらのほう社会資本整備総合交付金が充当されるような部分に関しましては、やはり起債を使わせていただきながら事業のほう進めていくというところもございますので、今年度につきましては一旦落ち着いたというようなイメージとだけいただくとよろしいのかなと思えます。

以上です。

（芝寄）では、2つほど質問を行いたいと思えます。

通告どおり税収全般についての質問であります。今後、人口減少等、またコロナ禍でこれから景気がどうなっていくか分からない中で、人口減少の中でも生産年齢人口が減っていく中、税収の今後の見通しと、これからどういうふうに市の財政として見込んでいって、どう予測しているのかという全般的な意見をお聞かせください。

(税務課長) 直近5年間における現年度の市税の調定額を申し上げたいと思うのですが、平成29年度は約149億円、平成30年度は約150億円、令和元年度は約153億円、令和2年度は152億円、令和3年度は約148億円となっております。また、令和4年度におきましては、令和5年1月末現在の調定額が約151億円であり、今回の令和5年度ですけれども、予算額ではありますが、市税全体で約152億円であるとなっております。以上のことを踏まえますと、新型コロナウイルスの影響による落ち込みのピークは令和3年度であり、その後は回復傾向にあるのではないかと考えております。そのため、本市における人口は平成22年6月をピークに減少しておりますが、人口減少による影響についてはまだ少ないものと推測をしております。

今後の対策につきましては、引き続き市税の収納率向上はもとより、未利用地の売払いやふるさと寄附金の受入れ拡大に取り組むなど、自主財源の確保に努め、社会資本整備総合交付金などの国庫補助金や県補助金等の積極的な活用を図るとともに、交付税措置や後年度負担を考慮した起債を行うなど、安定した歳入の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

(芝罘) 数字的にはよく分かりました。今後もまだまだ厳しい時代が続くと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいなと思うところではありますが、今ふるさと納税も出ましたけれども、前質問者もふるさと寄附金等のことでかなり質問が出たところで、そこで1つしたいのですけれども、私も今まで興味なかったのですけれども、昨年暮れ、少しちょっとふるさと納税のほう、いろんなサイトをのぞいて、かなり各地のどういふものがあったものかを見ました。正直、鴻巣市と比べると、ちょっと残念かなという部分があるのは私だけではないかなと思うのです。農産物、果樹等がなかなか目玉商品というのがないこの地域の中でどうやって伸ばしていくのかとか、いろいろ考えたら、やはりこの場合はもうアイデア勝負しかないなと私は思っているのです。ふるさと納税を伸ばすためには。全国のをいろいろ見ていると、やはり市が、行政が発行

している商品券とかもあったりして、市内の映画館やゴルフ場やガソリンスタンドや飲食店に全て使えるものを市が発行していたりするものがありますけれども、鴻巣市をのぞいたときにはそういうのがなかったような気がするのですけれども、やはりアイデア勝負ということで、どんどんいろんな魅力のあるものを出していったほうがいいなと思う中で、先ほどの質問でそういった企画するのが商工観光課の部課長さんとか、そういったところで話し合うようなことを言っていましたけれども、やはり柔軟な発想をするためにも、若手職員だけでもチームをつくって、魅力あるふるさと納税の何かそういう企画を立てるのも私はすごくいいと思うのです。やはり外から見て、あっ、鴻巣市行ってみようかな、これ買ってみようかなと思う商品をつくるのが税収につながると思いますので、その辺の見解をお聞かせください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 魅力ある商品の中なのですからけれども、まず魅力あるというのは個々の中で感じる場所がある場所なのですからけれども、我々の今市でやっている中で人形の、ふるさと納税の人形自体を選ぶパターンと、人形の補助券という形で、寄附をいただいたら補助券を出しまして、その券を持って直接人形屋さんに購入に行くというようなこともやらせていただいておりますので、全く補助券とかをやっていないというわけではなく、その中で最近やはりその補助券を活用して寄附をいただいたというケースもありますので、またいろんな商品を探してやっていきたいと思っております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 1 分)



(開議 午後 3 時 0 1 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) 通告をしたので、もう皆様が質問したところで重なるかと思いますが、質問させていただきます。

まず、25ページ、たばこ税、これも前任者も質問されましたけれども、

私たばこ吸わないので一回も払ったことないので、本当申し訳ないのですけれども、いつも大体同じような5,000万か6,000万ぐらいのたばこ税が、もう税率を上げたりなんかしておりますけれども、一番この鴻巣市で一体どこでたくさん買っているのか、販売店舗数とかそういうのが分かれば教えていただきたいと思います。

（税務課長） それでは、市たばこ税につきましては、たばこの製造業者や卸売業者、これを卸売販売業者といますが、この卸売販売業者が市内の小売店にたばこを売り渡す際に課税される税金でございます。たばこの売上げ本数につきましては、卸売販売業者からの申告に基づいて把握しておりますが、一月ごとに申告書というのは届いており、申告書は1か月間の売上げ本数や税額が記載されております。しかし、個別の店舗ごとの売上げ本数は記載されておられませんので、販売数の多い店舗を把握していないというのが現状でございます。

以上です。

（橋本） すると、卸売店というのが市内に何社かあるという、そういう考えでよろしいのでしょうか。

（税務課長） 卸売店自体は市内にあるというよりは、販売店は市内にあるのですけれども、卸売はそれをちょっとまとめているという業者なので、市内にあるというわけではありません。

（橋本） 例えば今健康的にたばこ吸わないようにという中で結構あるのですけれども、これ男女別とか、年齢別とか、そういう統計というのは取れているものなのでしょうか。

（税務課長） 少し前の調査にはなってしまうのですが、たばこ産業が2018年に喫煙者調査というのを行っておりました、成人男性の平均喫煙率というのはそのときに27.8%でございました。ピーク時が昭和41年の83.7%となっておりますので、この50年間で56%減少しているといったことになっております。女性の平均喫煙率につきましては8.7%でありまして、同じくピークである昭和41年の18%と比較すると減少しております。

以上でございます。

(橋本) それでは、あと60ページの水面貸付料というのですか、説明を受けたのですけれども、ちょっともう一度場所と内容を説明いただきたいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) こちら水面貸付料は、鴻巣カントリークラブの敷地内に用水路等がありまして、こちらの水面を貸し付けている収入になります。この貸付面積が約8万8,000平方メートルほどあります。固定資産の評価額が1平方メートル当たり975円となっております、これの1,000分の3.5を1か月分の貸付料としていただいております、この合計がおよそ360万円というふうになっております。以上です。

(橋本) これはもう毎年同じ額をいただいているということで考えてよろしいでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらは、固定資産の評価額から計算をしておりますので、この評価額が評価替えがあれば、またその評価替えに沿った形で新たに金額を計算して納めていただいているというふうなことになっております。

(橋本) 分かりました。

あと、63ページ、土地売払収入ですか、これ皆様が、前任者が質問したので、先ほど人形町の市営住宅のところという話を答弁ございましたけれども、これもう一度場所と、入札が不調だったというのは具体的にどういうことが原因だったのか分かれば教えていただきたいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらは人形4丁目地内になりまして、場所を申し上げますと、中山道を駅のほうから行って、川幅うどんて有名な久良一、そのところを左に曲がって行って市営住宅を越えた少し先の右側になります。土地が219.27平米あるのですが、入札を行ったのですけれども、申込者がなく不調になっております。理由については特に、例えば市内の不動産屋さんへ聞くとか、そういうことはしていませんが、実はこの場所の一部を近隣の方がごみの集積所として使っております、今回売却に当たってはこれをきちんと確保するというような条件をつけておりますので、もしかしたらその辺で少し敬遠されたの

かなというようなどころもあるかと思えます。そういったところで値段が通常の価格よりは下がっているのですけれども、用地の測量費ですか不動産鑑定料を今回上乘せするような形で予定価格を定めておりますので、この辺について少し検討させていただいて、再度の入札をしたいなというふうに考えております。

以上です。

(橋本) その場所、今の説明で場所が分かりました。資源回収とかそういうごみの回収場所になっていると思うのですけれども、それはもうどこか違うところに移るということでそういう話は決まっているということなのではないでしょうか。最後にお聞きしたいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) このごみの集積所については、近隣の方が既に利用されておりまして、もしこれを使えないということになると恐らく近くの道路上に集積するようなことになってしまうと思いますので、我々としてはやはりここは近隣の方の利便性を考えて、あくまでも買った方にこの集積所を一定の面積確保していただくという条件をつけて再度公売にかけたいというふうに考えております。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 0 9 分)



(開議 午後 3 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 1 0 分)